FP 継続教育 単位認定講座　知の宝庫 TAP実務セミナー　20191206

法令・通達から読み解く
自社株対策のリスク

講師紹介

金井（かない） 義家（よしいえ） 氏

金井公認会計士・税理士事務所
代表
公認会計士
税理士

1973年東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部卒
1996年株式会社北海道拓殖銀行入社
1998年東京都庁入庁
2003年新日本有限責任監査法人入社。大手企業の監査経験を積む。
2009年税理士法人タクトコンサルティング入社。税理士として資産税に係る幅広い実務をこなす。
2014年独立。金井公認会計士・税理士事務所代表。資産税のプロフェッショナルとして活躍中。
公益社団法人全国野球振興会（日本プロ野球ＯＢクラブ）　監事など役職多数。
「相続対策で消える富裕層、生き残る富裕層」（日本法令）他執筆多数。

ごあんない

自社株対策は、多くの会社にとって社運をかけた重要な課題になっています。しかし普段は使わない資産税の知識が必須になることから、税理士が安易に対策提案をした結果、顧客から損害賠償請求を起こされる事例が増加しています。また税理士自らが提案しなくとも、外部からおかしな提案が持ち込まれ、結果的に税理士の責任が問われる事態も十分に考えられます。
本講義では事例を中心に、自社株対策が税理士にどのようなリスクをもたらすかについて解説していきます。

講座内容

【１】相続税対策を提案した税理士法人に多額の損害賠償請求が起こされた事例
（※地裁に続き、高裁でも税理士法人敗訴（令和元年8月））

【２】不動産投資による相続税対策が「相続税の負担を減少させることなどを期待して実行」されたとして総則6項が適用された事例
（※不服審判に続き、東京地裁でも納税者敗訴（令和元年8月））

【３】金融機関提案の相続対策が税理士の説明義務違反をもたらすリスク

【４】税理士が損害賠償から身を守るためには

■日時　2019年12月6日（金）／14:00～17:00 (受付開始は30分前です)
■受講料　25,000円（資料代・税込み）　■定員　60名　■場所　TAP高田馬場

会員割引
※1 無　　料：東京定額制クラブ会員、ＴＡＰ実務セミナー利用券使用、ＴＡＰチケット10使用
※2 20%off：ＴＡＰ実務家クラブ会員

FAX:03-3208-6255

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 TAP 実務セミナー または

2019.12.6(金)　講師：金井 義家 氏

法令・通達から読み解く 自社株対策のリスク

受講申込書

ご記入月日	年　月　日	
ふりがな 事務所名 または会社名		
事業所または 会社所在地 ご　住　所	〒	TEL ※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。 FAX
ふりがな 参加者名		E-mail
業　種	□弁護士　□税理士　□公認会計士　□司法書士　□不動産鑑定士 □行政書士　□社会保険労務士　□土地家屋調査士　□中小企業診断士　□FP □金融機関　□証券　□保険　□コンサルティング会社 □不動産業　□住宅・建設　□その他(　　)	
認定区分	AFP ・ CFP® 番号(　　)　※お持ちの方はご記入ください。	

□東京定額制クラブ会員　□ＴＡＰ実務家クラブ会員　□一般

□TAP実務セミナー利用券使用(No.　　)

●本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。

●お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。また、事前入金による先着順とさせて頂きますので、予めご了承下さい。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18　高田馬場センタービル３階

[交通アクセス]

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩３分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩３分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(３番出口)より徒歩６分

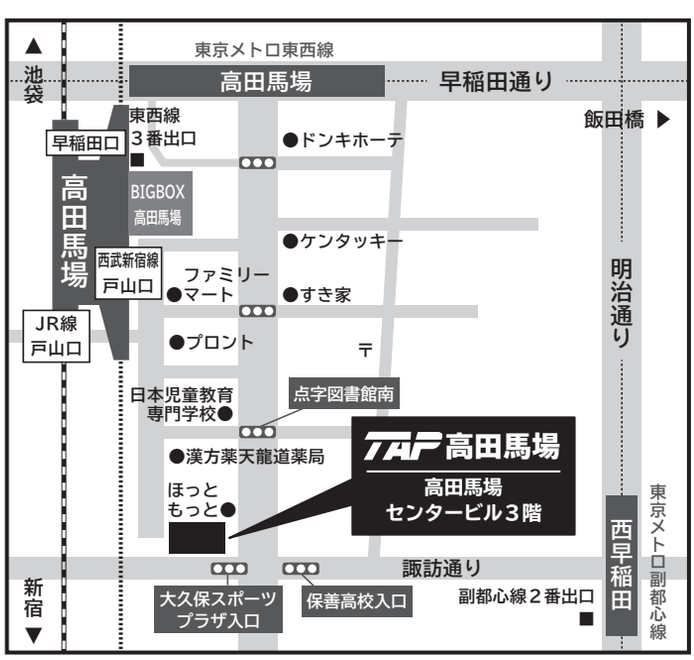

NPO法人　日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル３階
TEL.0120-02-8822／FAX.03-3208-6255
https://tap-seminar.jp　seminar@t-ap.jp